

8. 自立を促進するための経済的支援

児童扶養手当制度の概要

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。
平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。

4. 手当月額（平成31年4月～）

・児童1人の場合	全部支給：42,910円	一部支給：42,900円から10,120円まで
・児童2人以上の加算額 [2人目]	全部支給：10,140円	一部支給：10,130円から5,070円まで
[3人目以降1人につき]	全部支給：6,080円	一部支給：6,070円から3,040円まで

5. 所得制限限度額（収入ベース）

・全部支給（2人世帯）	160万円
・一部支給（2人世帯）	365万円

6. 受給状況

・平成31年3月末現在の受給者数（概数値） 940,696人（母：886,239人、父：50,003人、養育者：4,454人）

7. 予算額（国庫負担分） [令和元年度予算] 2,074.8億円

8. 手当の支給主体及び費用負担

- ・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
- ・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

児童扶養手当受給者数の推移

○平成30年度末受給者数(概数値)

(単位:人)

	総数	生別世帯		死別世帯	未婚世帯	父又は母が障害者世帯	父又は母による遺棄世帯	父又は母がDV保護命令を受けた世帯
		離婚	その他					
母子世帯	858,813 (100.0%)	745,080 (86.8%)	661 (0.07%)	5,711 (0.7%)	100,065 (11.7%)	4,675 (0.5%)	1,676 (0.2%)	945 (0.1%)
父子世帯	49,649 (100.0%)	43,940 (88.5%)	22 (0.04%)	3,380 (6.8%)	647 (1.3%)	1,520 (3.1%)	136 (0.3%)	4 (0.008%)
その他の世帯※	32,234							
計	940,696							

※その他の世帯は、2人以上の児童がそれぞれ異なる支給事由に該当する場合に当該児童を父又は母が監護等する世帯及び父又は母以外の者が養育する世帯

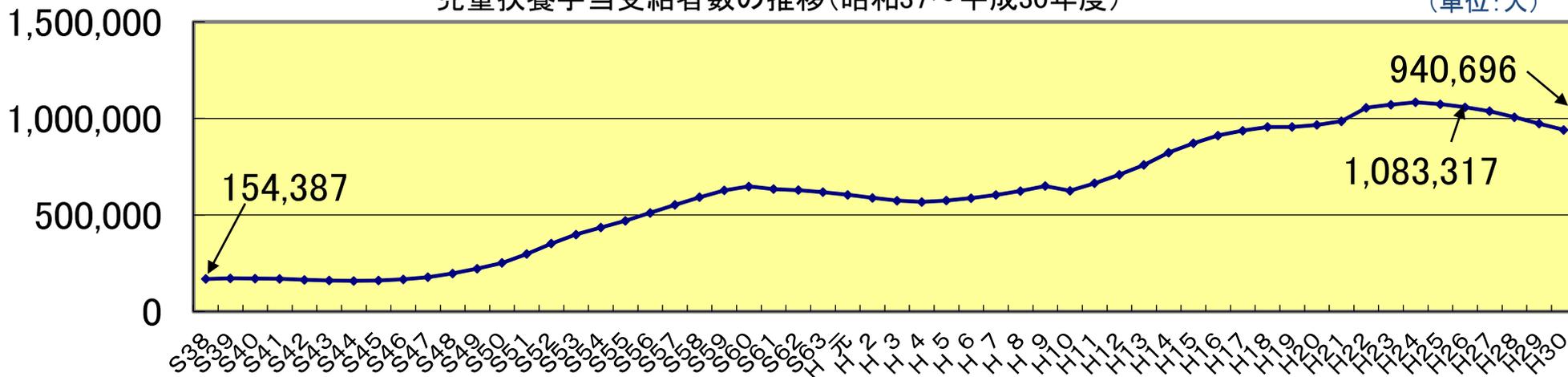
○ 先般、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加していたが、平成24年度末を境に減少に転じている(平成24年度末から平成30年度末▲142,621人)。

※ 平成22年8月より、支給対象を父子家庭にも拡大

○ 平成30年度末において、全部支給者は564,657人(60.0%)、一部支給者は376,039人(40.0%)である。

児童扶養手当受給者数の推移(昭和37～平成30年度)

(単位:人)



(出典:厚生労働省「福祉行政報告例」(平成30年度の数値は概数値))

児童扶養手当受給者の状況

(各月末現在)(単位:人)

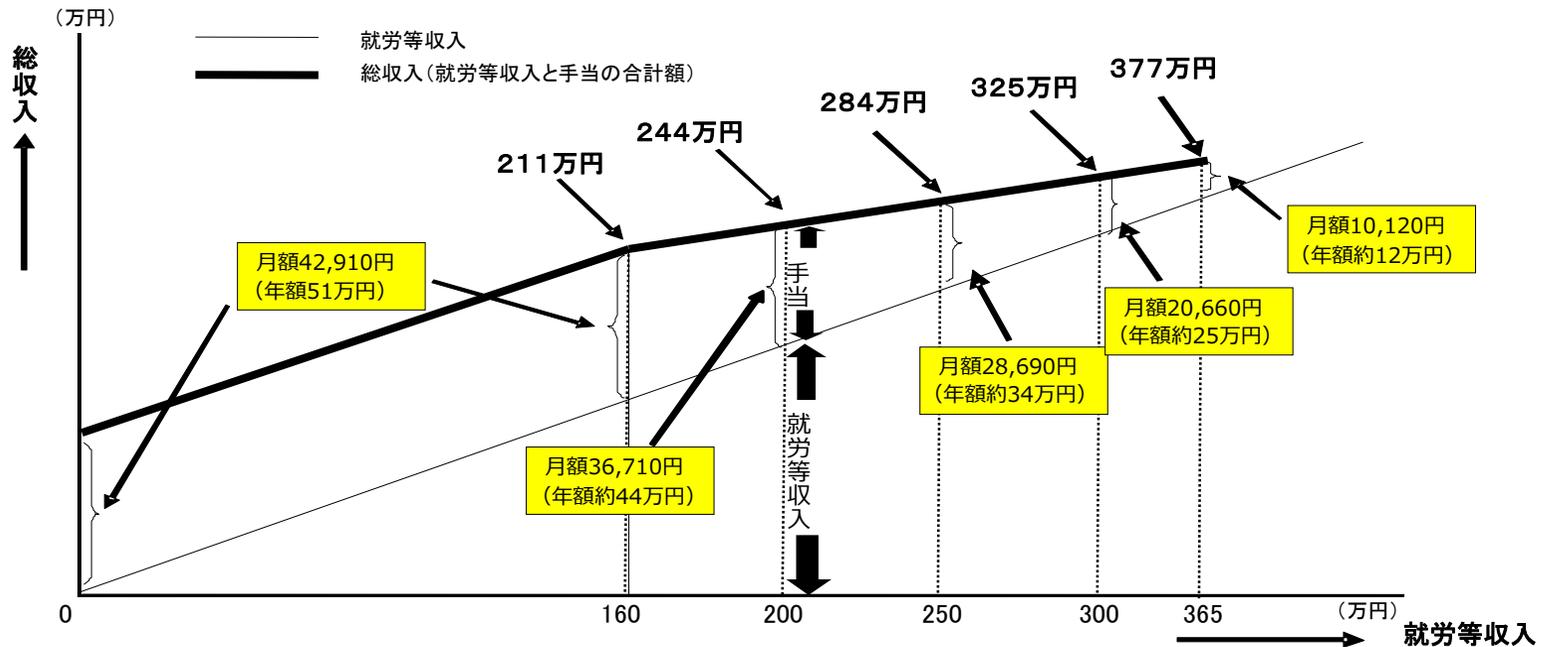
	受給者	世帯類型別															その他 の世帯	
		母子世帯								父子世帯								
		総数	生別母子世帯		死別 母子世帯	未婚の 母子世帯	障害者 世帯	遺棄 世帯	D V 世帯	総数	生別父子世帯		死別 父子世帯	未婚の 父子世帯	障害者 世帯	遺棄 世帯		D V 世帯
			離婚	その他							離婚	その他						
平成29年4月	1,007,038	917,688	801,918	763	6,581	100,479	4,969	2,051	927	56,917	49,991	32	4,515	649	1,577	151	2	32,433
5月	1,012,927	923,031	806,878	768	6,600	100,810	4,981	2,055	939	57,315	50,352	30	4,540	657	1,580	154	2	32,581
6月	1,020,129	929,207	812,529	737	6,657	101,297	5,001	2,048	938	57,831	50,846	25	4,552	665	1,583	158	2	33,091
7月	1,025,688	934,146	817,066	725	6,700	101,653	5,027	2,047	928	58,202	51,191	26	4,560	665	1,601	157	2	33,340
8月	1,027,452	935,790	818,423	711	6,737	101,893	5,063	2,038	925	58,233	51,231	27	4,544	661	1,610	158	2	33,429
9月	1,026,444	935,062	817,769	708	6,741	101,816	5,065	2,029	934	57,894	50,928	21	4,521	654	1,609	159	2	33,488
10月	1,025,631	934,440	817,285	701	6,757	101,697	5,058	2,021	921	57,442	50,500	22	4,495	652	1,615	156	2	33,749
11月	1,030,110	938,589	821,149	688	6,757	101,978	5,059	2,022	936	57,485	50,550	29	4,483	661	1,602	157	3	34,036
12月	1,032,286	940,720	823,326	683	6,773	101,906	5,059	2,029	944	57,377	50,480	22	4,448	661	1,605	158	3	34,189
平成30年1月	1,035,951	944,029	826,453	688	6,806	102,041	5,066	2,031	944	57,579	50,671	22	4,452	660	1,614	157	3	34,343
2月	1,040,535	948,159	830,283	698	6,855	102,233	5,091	2,035	964	57,863	50,943	21	4,461	664	1,617	154	3	34,513
3月	973,188	886,973	772,202	688	6,148	100,308	4,789	1,875	963	53,470	47,126	19	3,989	644	1,548	140	4	32,745
4月	973,524	887,743	772,821	697	6,129	100,484	4,780	1,858	974	53,397	47,084	23	3,954	653	1,540	139	4	32,384
5月	979,722	893,432	777,992	696	6,192	100,899	4,803	1,876	974	53,754	47,411	23	3,967	659	1,552	138	4	32,536
6月	986,167	899,288	783,471	689	6,217	101,241	4,824	1,861	985	54,110	47,750	23	3,966	661	1,563	143	4	32,769
7月	991,300	903,974	787,776	672	6,242	101,567	4,860	1,862	995	54,371	47,982	29	3,966	673	1,569	148	4	32,955
8月	992,581	905,273	788,858	684	6,282	101,724	4,894	1,855	976	54,319	47,958	26	3,940	664	1,584	143	4	32,989
9月	991,159	904,072	787,719	669	6,299	101,649	4,910	1,840	986	53,973	47,641	31	3,905	660	1,591	141	4	33,114
10月	989,718	902,983	786,769	683	6,297	101,520	4,912	1,835	967	53,441	47,205	22	3,841	657	1,570	142	4	33,294
11月	993,754	906,834	790,410	652	6,333	101,739	4,912	1,831	957	53,357	47,156	21	3,801	658	1,569	148	4	33,563
12月	996,635	909,565	793,057	675	6,325	101,798	4,925	1,818	967	53,313	47,126	26	3,780	664	1,562	151	4	33,757
平成31年1月	1,000,446	913,043	796,295	688	6,370	101,966	4,941	1,828	955	53,496	47,290	22	3,791	667	1,574	148	4	33,907
2月	1,005,167	917,254	800,287	684	6,423	102,118	4,951	1,837	954	53,765	47,539	22	3,792	674	1,588	146	4	34,148
3月	940,696	858,813	745,080	661	5,711	100,065	4,675	1,676	945	49,649	43,940	22	3,380	647	1,520	136	4	32,234

資料:厚生労働省「福祉行政報告例」(平成30年4月以降の数値は概数値)

児童扶養手当の所得制限限度額について

児童扶養手当の額は、受給者の所得(収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父又は母から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出)と扶養親族等の数を勘案して決定され、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。

○ 令和元年度手当額の例 (手当受給者と子1人の家庭の場合)



扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	49万円 (122 万円)	192万円 (311.4万円)
1人	87万円 (160 万円)	230万円 (365 万円)
2人	125万円 (215.7万円)	268万円 (412.5万円)
3人	163万円 (270 万円)	306万円 (460 万円)
4人	201万円 (324.3万円)	344万円 (507.5万円)
5人	239万円 (376.3万円)	382万円 (555 万円)

※ ()内は収入額ベース。政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要

目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

貸付金の種類

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

貸付条件等

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3

【令和元年度予算】31.2億円

貸付実績《平成30年度》

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| ① 母子福祉資金：169億7,932万円（29,729件） | ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係 |
| ② 父子福祉資金：7億7,412万円（1,481件） | |
| ③ 寡婦福祉資金：2億9,955万円（460件） | |

母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

(平成31年4月1日現在)

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・母子・父子福祉団体 ・寡婦 	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	<p style="text-align: center;">2,870,000円</p> <p style="text-align: center;">団体 4,320,000円</p>		1年	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
事業継続資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・母子・父子福祉団体 ・寡婦 	現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	<p style="text-align: center;">1,440,000円</p> <p style="text-align: center;">団体 1,440,000円</p>		6ヶ月	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
修学資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	<p>※私立の自宅外通学の場合の限度額を例示 (大学院は国公立・私立、自宅・自宅外の区別なし)</p> <p>高校、専修学校(高等課程) 月額52,500円</p> <p>高等専門学校 月額[1~3年]52,500円 [4~5年]90,000円</p> <p>短期大学、専修学校(専門課程) 月額 90,000円</p> <p>大学 月額 96,000円</p> <p>大学院(修士課程) 月額132,000円</p> <p>大学院(博士課程) 月額183,000円</p> <p>専修学校(一般課程) 月額 48,000円</p> <p>(注)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額。</p>	就学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	<p>20年以内</p> <p>専修学校(一般課程) 5年以内</p>	<p>無利子</p> <p>※親に貸付ける場合、児童を連帯借受人とする。(連帯保証人は不要)</p> <p>※児童に貸付ける場合、親等を連帯保証人とする。</p>

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
技能習得資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	<p>自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例:訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等)</p>	<p>【一般】 月額 68,000円</p> <p>【特別】 一括 816,000円 (12月相当)</p> <p>運転免許 460,000円</p>	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	<p>(保証人有) 無利子</p> <p>(保証人無) 年1.0%</p>
修業資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 	<p>事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金</p>	<p>月額 68,000円</p> <p>特別 460,000円</p> <p>(注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額</p>	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	※修学資金と同様
就職支度資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・父母のない児童 ・寡婦 	<p>就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金</p>	<p>一般 100,000円</p> <p>特別 330,000円</p>		1年	6年以内	<p>※親に係る貸付けの場合 (保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%</p> <p>※児童に係る貸付けの場合修学資金と同じ</p>
医療介護資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く) ・父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) ・寡婦 	<p>医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金</p>	<p>【医療】 340,000円 特別 480,000円</p> <p>【介護】 500,000円</p>		6ヶ月	5年以内	<p>(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%</p>

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
生活資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	【一般】月額 105,000円 【技能】月額 141,000円 (注)生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子又は男子となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額105,000円、合計252万円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,260,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。 (注)3月相当額の一括貸付を行うことができる。	・知識技能を習得する期間中5年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6ヶ月	(技能習得)20年以内 (医療又は介護)5年以内 (生活安定貸付)8年以内 (失業)5年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
住宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 特別 2,000,000円		6ヶ月	6年以内 特別 7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
転宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
就学支度資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 63,100円 中学校 79,500円 国公立高校等 160,000円 修業施設 282,000円 私立高校等 420,000円 国公立大学・短大・大学院等 380,000円 私立大学・短大・大学院等 590,000円		6ヶ月	就学 20年以内 修業 5年以内	※修学資金と同様
結婚資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	300,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
臨時児童扶養等資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・父母のいない児童 	児童扶養手当の支払回数の見直し及び支給制限の適用期間の変更に伴う影響を緩和するための資金	令和元年11月分の児童扶養手当の額に相当する額に3を乗じて得た額から同年10月分の児童扶養手当の額に相当する額に3を乗じて得た額を控除した額	令和元年11月1日から令和2年1月31日まで	6ヶ月	3年以内	無利子 ※父母のない児童が貸付けを受けようとする場合は、保証人要